

１．募集概要

パークファン　プレーヤー募集要項

【令和4年度版】

**1-1　目的**

大阪市では、令和3年度からだれもが自分たちの公園を自由な発想で、もっと柔軟にもっと楽しく使いこなすための施策として「みんなで公園活用事業（愛称：パークファン）」を進めています。

その検討にあたっては、市民・事業者のみなさまに、公園を活用した取り組みを、企画段階から実施まで行っていただき、本市は、その中で課題や必要な支援策などを把握しながら、継続的な展開に向けた仕組みなどの検討を進めていきたいと考えています。そこで、自由な発想による公園活用の企画を実施していただく市民・事業者の方（以下、プレーヤー）を募集します。

**1-2　募集内容**

* 市民・事業者の皆さまが「公園というフィールドを活用して、こんなことをやってみたい」、「こんなことが公園でできれば楽しいのではないか」と思う、自由な発想による企画を考えてご応募ください。
* １日限りの実施でも、複数日の実施でも大丈夫です。
* また、参加者に楽しんでもらうためのプログラムに限らず、少人数で行う、プレーヤーご自身と参加者が楽しむための遊び企画などでも大丈夫です。幅広いご提案をお待ちしています！

公園であそぼう

アナログプリントでつくる青空美術館

野外歌声サロン

おうちみたいに楽しむ公園時間

親子deわくわくアート体験

クラフト防災パーク

≪想定する企画内容（例）≫

* アウトドア体験（商品の展示及び体験）や参加体験型のワークショップ
* 自分の特技を生かした体験プログラム
* 昔あそびなど地域の子どもたちと一緒に公園でやってみるプログラム
* コロナ禍により実施が制限されている屋内活動を公園でやってみるプログラム

≪令和3年度に実施したプログラム例≫

**1-3　応募資格**

* 個人、団体、企業、個人事業者など、どなたでもご応募いただけます。
* ただし、暴力団等の反社会的勢力及びそれに属する個人、または密接な関係を有する個人及び団体に該当する方はご応募いただけません。

**1-4　応募条件**

* 企画から、当日の運営、実施後の報告まで応募者ご自身で実施する（できる）ものとしてください。
* 企画のみ応募者で行い、当日の実施や運営は他の事業者等であるものは対象外とさせていただきます。
* 大阪市で一定の支援をいたします。支援の内容については、「２．応募から実施までの流れと留意事項」をご参照ください。

**1-5　活用可能な公園**

* パークファンとして活用可能な公園は、近隣公園及び地区公園です。

※調整の結果、希望する公園で実施できない場合もありますのでご了承ください。

* 下記の「大阪市都市公園一覧表」をご参照の上、公園種別が「近隣公園（略記号：近）」及び「地区公園（略記号：地）」の公園からお選びください。
* また、活用したい公園の正式名称がわからない場合には、「○○地域にある公園」や「○○の建物の横の公園」などの表記でも大丈夫です。
* 実施したい公園は、１公園だけでも、複数の公園を指定いただくことも可能です。

≪大阪市都市公園一覧表　※7～70ページ参照≫

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372135.html>

**1-5　PARK　JAMとの連携**

* 本市ではイベント事業者が企画する大規模公園でのイベント「PARK　JAM」を令和４年度秋ごろ（１１月～１２月頃）に実施する予定としており、プレーヤー同士の交流やプログラムのコラボレーション、パークファンを市民の方に知ってもらうことを目的に、連携して事業を進めています。
* パークファンに応募いただいた方には、そこでのプログラム開催の実施を優先的に案内させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症　感染状況により、実施されない場合もあります。

**２．応募から実施までの流れと留意事項**

**2-1　企画の選定**

* 応募にあたっては、本募集要項の記載内容をよくご確認、ご理解いただいた上でご応募ください。また、応募内容に虚偽の内容があった場合は、失格とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
* ご応募いただいた企画内容を大阪市建設局にて順次、審査させていただき、実際に実施していただくプレーヤーを新規10組選定いたします。
* 審査にあたっては、以下に示す、審査項目について、審査します。

≪審査の視点≫

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点（例） |
| 公共性 | ・ | だれもが気軽に参加できるプログラムであるか |
| ・ | 公園で実施する意義のある内容のプログラムか |
| 実現性 | ・ | 近隣地域への影響（騒音など）に配慮した対策が取られる等、円滑なプログラム実施が期待できるか |
| ・ | 一般来園者の公園利用に支障をきたす恐れがないか |
| ・ | 感染症拡大防止の対応が可能な企画であるか |
| 継続性 | ・ | 今後、一定の頻度で継続的な実施が見込める内容、規模であるか |
| ・ | 対象とする公園の地域性や環境を十分に配慮した、または活かした内容であるなど、今後、幅広い関心・参加・協力が見込めるか |
| 地域等への還元 | ・ | 公園の清掃等の維持管理への協力など、公園や周辺地域、公園利用者等への還元などが考慮されているか |
| 将来の展開可能性 | ・ | 応募者による実施だけでなく、他の市民、事業者等によって将来、幅広い展開の可能性が期待できるか |

≪注意点≫

* + - 公園の周辺環境等の地域性や、実施としての企画の多様性（バリエーション）等も考慮しながら選定させていただきますので、ご了承ください。
		- 選定結果は、順次、大阪市ホームページで発表するとともに、審査結果に関わらず応募いただいた皆さまへ電話またはメールにてご連絡します。
		- 選定された場合、ご応募いただいた内容を基に、応募者ご自身で企画、実施していただきます。
		- 企画実施の際には、警察、消防、周辺地域、公園事務所、その他企画の実施にあたり調整が必要な関係機関との事前協議も、大阪市支援のもと応募者ご自身で行っていただきます。
		- 実施にあたっては都市公園法、大阪市公園条例の規定を遵守するとともに、上記の関係機関との協議の中での指示等に従ってください。

**2-2　許可できない行為・企画**

* 公園で販売、営業、宣伝を目的とする行為
* 公園の樹木や既存設備など公園施設を使った企画
* 他の公園利用者の安全性を確保できない企画
* 公園の不適切な利用を助長するような行為を含む企画
* プログラム開催において大型の会場設備などを要する企画
* 公園を独占的に使用する企画
* その他、公序良俗に反する行為を含む企画

**2-3　許認可申請・使用料の納付について**

* 公園でプログラムを開催する際には、参加費の徴収有無に関わらず、大阪市公園条例に規定する[占用許可及び行為許可の申請](https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009736.html)、[使用料の納付](https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009730.html)が必要です。

|  |
| --- |
| ≪使用料の単位≫公園でプログラムを開催する場合の使用料は、『100㎡あたり3時間』を1単位として設定されています。　**3時間****100㎡**・910**準備****撤収****100㎡****開催**1618≪使用料（令和4年4月1日～令和5年3月31日）≫①参加費を徴収しない場合：800円（／100㎡・３時間）②参加費を徴収する場合：1,610円（／100㎡・３時間）≪使用料の算出例≫* 10ｍ×10ｍ（100㎡）の区画を囲い、そのエリアで10～16時の６時間でプログラムを開催する。
* ９～10時の１時間を準備時間、16～18時の２時間を撤収時間として占用する。

①参加費を徴収しない場合　　　▶準備から撤収までの計9時間について、800円（／100㎡・3時間）で計算公園使用料 800円×１単位（**100**／100㎡）×３単位（**９**／３時間） ＝ 2,400円②参加費を徴収する場合　　　　 ▶準備から撤収までの計9時間について、1,610円（／100㎡・3時間）で計算公園使用料 1,610円×１単位（**100**／100㎡）×３単位（６／３時間） ＝ 4,830円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※上記は一例であり、要件を満たせば減免となる場合もあるため、実際に納付いただく金額はプログラムの内容や占用する形態等で異なります。※ベンチ等の工作物を設置する場合でも占用許可が必要となります。※具体的な使用料については、公園事務所にご確認ください。 |

**2-4　プログラム開催に係る支援について**

* プログラムの企画から実施までを通して、大阪市建設局が委託契約する建設コンサルタントが相談窓口となって支援します。
* 具体的な支援の内容は次のようなものであり、金銭的な支援、当日の運営スタッフなどの人的支援は行いません。

|  |
| --- |
| ≪具体的な支援の例≫* 集客を求めるイベントの場合における告知などの広報（情報発信）
* 企画段階における助言（公園での禁止事項など）
* 大阪市建設局で保管している人工芝や看板などプログラム内で活用していただくための物品の貸し出し
* 関係機関との協議にあたっての相談窓口（連絡調整、協議の場への同席など）　　　　等
 |

**2-5　資料提供・調査への協力依頼**

* 企画から実施までを通して、今後の継続的な展開に向けた検討を行うため、アンケート調査やヒアリング調査、実施後の報告や実施時の写真の提供等にご協力ください。

**2-6　ライセンス制度の試行について**

* 本年度より、ライセンス制度の導入を試行的に行います。
* ライセンス制度の内容については次のようなものであり、本年度は令和３年度に実施していただいたプレーヤーの方々を対象とします。

|  |
| --- |
| ≪ライセンス制度の内容について≫* ライセンス制度の実施により、行政内の手続きの簡素化を目指します。
* 審査の結果、①地域性・公共性に優れているかつ②料金徴収しないものについては、公園使用料について免除の対象とします。ただし、プログラム実施に必要な材料費などについてはプレーヤーの負担ですので、ご注意ください。
* プレーヤー交流会への積極的なご参加によるプレーヤー同士の交流の促進や新規プレーヤーへの指導などを実施していただくことを期待します。
* プレーヤーご自身だけでなく、参加者の皆さまが公園へ愛着を持っていただけるような工夫をお願いします。
 |

**３．企画選定までのスケジュール**

令和４年５月１１日（水） 募集開始（企画書を受領次第、順次、審査を実施）

1次審査：書類審査

　　↓１次審査の結果を応募者に通知します。

2次審査：ヒアリング

　　↓最終的にプログラムを実施していただくプレーヤーを決定

選定結果を応募者に通知

・新規10組の企画が決まり次第、募集終了

・令和3年度に実施していただいたプレーヤーの方々は、別枠で選定を行います。

（参考）6月頃 大阪市の業務委託事業者の決定

**４．応募方法について**

**4-1　応募書類**

* 次ページ以降に記載している記入例を参考に、様式1「企画書」にご記入の上、メールまたは郵送でご応募ください。

**4-2　応募期間**

* 新規10組のプレーヤーが決まり次第、募集を終了します。

※令和3年度実施していただいたプレーヤーについては、別枠で受け付けいたします。

**4-3　応募方法**

* 下記の宛先まで、メールまたは郵送にてご応募ください。

≪メールでのご応募≫

parkfan@city.osaka.lg.jp　　まで

≪郵送でのご応募≫

〒553-0005　大阪市福島区野田１-１-86

大阪市中央卸売市場本場　業務管理棟６階　大阪市建設局公園緑化部調整課　行

※　電話や大阪市窓口での口頭によるアイデアは、受け付けておりませんのでご注意ください。

５．その他留意事項等

**5-1　応募に関する質問等について**

* 応募手続きなどのお問合せについては、「６．お問合せ先」までご連絡ください。

**5-2　企画の選定結果について**

* ご応募いただいた企画の採否等に関する応募者からの個別の問い合わせには返答致しかねますので、ご了承ください。

**5-3　応募書類の取り扱いについて**

* 応募書類に記載いただく個人情報については、大阪市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、他の目的に利用・提供いたしません。
* また、応募いただいた企画の知的財産等、すべての権利は応募者に帰属します。

6．お問い合わせ先

**６-１　担当**

大阪市建設局公園緑化部調整課

**６-２　住所**

〒553-0005大阪市福島区野田１-１-86

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟６階　大阪市建設局公園緑化部調整課

**６-３　連絡先**

電話：06-6469-3820

電子メール：parkfan@city.osaka.lg.jp